

(公告様式)

公 告

このたび、当土地改良区が新たに行おうとする単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業茂木地区の認可申請をしたいから土地改良法第48条3項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まないものまたはこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者でその農用地または土地について、この土地改良区が行う土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年8月12日までに観音寺市農業委員会に申し出られたい。

令和7年8月1日

観音寺市観音寺町土地改良区

理事長 藤原 諭



記

1. 土地改良事業計画概要
2. 変更後の定款及び規約(定款、規約の変更を伴うとき)
3. 特別徴収金の徴収について
4. その他必要な事項

土地改良事業計画概要書

1. 目的
本地区の水路を整備することにより農業の振興、農業用水の安定供給と集落及び地域の活性化を図る。
2. 地域、地籍及び現況
 - (1) 所在 観音寺市茂木町 地内
 - (2) 地積 受益面積 0.8 ha 関係戸数 3 戸
 - (3) 現況 本地区は、観音寺市茂木町の中央部に位置した、水田地帯であり、水稲が中心の営農であり、地区の水路は、狭小で不整形なうえに老朽化が進んでいることから、漏水及び通水障害がおきている。併せて、大雨時等には排水に支障をきたしている。
3. 一般計画
 - ・ 本地区の1戸当たり平均耕作面積は、27アールで土地が分散しているため、生産基盤が未整備である。
 - ・ 水路の改良整備をすることにより、地域農業の振興と生産性向上のため、維持管理の軽減を図る。
 - ・ 財田川と一の谷川に囲まれた水田地帯であり、緑豊かな田園地帯であることから、周辺の環境に配慮した整備とする。
4. 主要工事計画
 - (1) 水路延長 95 m 起点：観音寺市茂木町甲449-3地先
終点：観音寺市茂木町甲457-3地先
 - (2) 水路断面 $B = 0.40 \text{ m} \times H = 0.70 \text{ m}$
 - (3) 構造 二次製品水路
5. 付帯工事計画
該当なし
6. 工事の着工及び完了予定期間
着工 令和7年8月5日
完了 令和13年3月31日
7. 環境との調和への配慮
本地区における環境との調和への配慮は、自然の生態系を保全しつつ、農地の持つ多面的機能や自然環境を維持するよう整備を進める。
8. 本施設の維持管理
本施設の維持管理については、観音寺市観音寺町土地改良区において管理する。

9. 事業費の総額及び内容

(1) 事業に要する費用

区 分	金 額(千円)	備 考
工 事 費	12,617	
用地買収補償費	0	
測量試験費	1,383	
工事雑費	-	
事務費	-	
計	14,000	10a当りの事業費 1,750,000 円

(2) 資金計画

区 分	金 額(千円)	備 考	
補 助 金	国補助金	-	
	県補助金	7,700	
	市補助金	4,900	事業費の35%
	小 計	12,600	
地 元 負 担 金	受益者負担金	1,400	
	借入金	-	農林漁業資金利率 償還期間 - 賦課基準 -
	小 計	1,400	
計	14,000		

10. 事業効果

区 分	金 額(千円)
作物生産効果	814
維持管理節減効果	16
走行費用節減効果	-
他	-
年総増加額計	830
廃用損失額	-

n : 40 総合耐用年数
 T : 3 事業着手から効果発生年数
 i : 0.04 割引率
 資本還元率 : $i(1+i)^n / (1+i)^n - 1$
 建設利息率 : $0.1 \times 0.4 \times 0.065 \times T$
 農家負担率 : 0.1

$$\begin{aligned} \text{妥当投資額} &= \text{年総増加額計} \div [\text{資本還元率} \times (1 + \text{建設利息率})] - \text{廃用損失額} \\ &= 830 \div [0.0505 \times (1 + 0.0078)] - 0 \\ &= 16,306 \end{aligned}$$

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費} = 16,306 \div 14,000 = 1.16$$

※投資効率の基準値は1.00以上とする。

11. 計画図

(1) 位置図

別紙のとおり

(2) 平面図

別紙のとおり

(3) 標準断面図

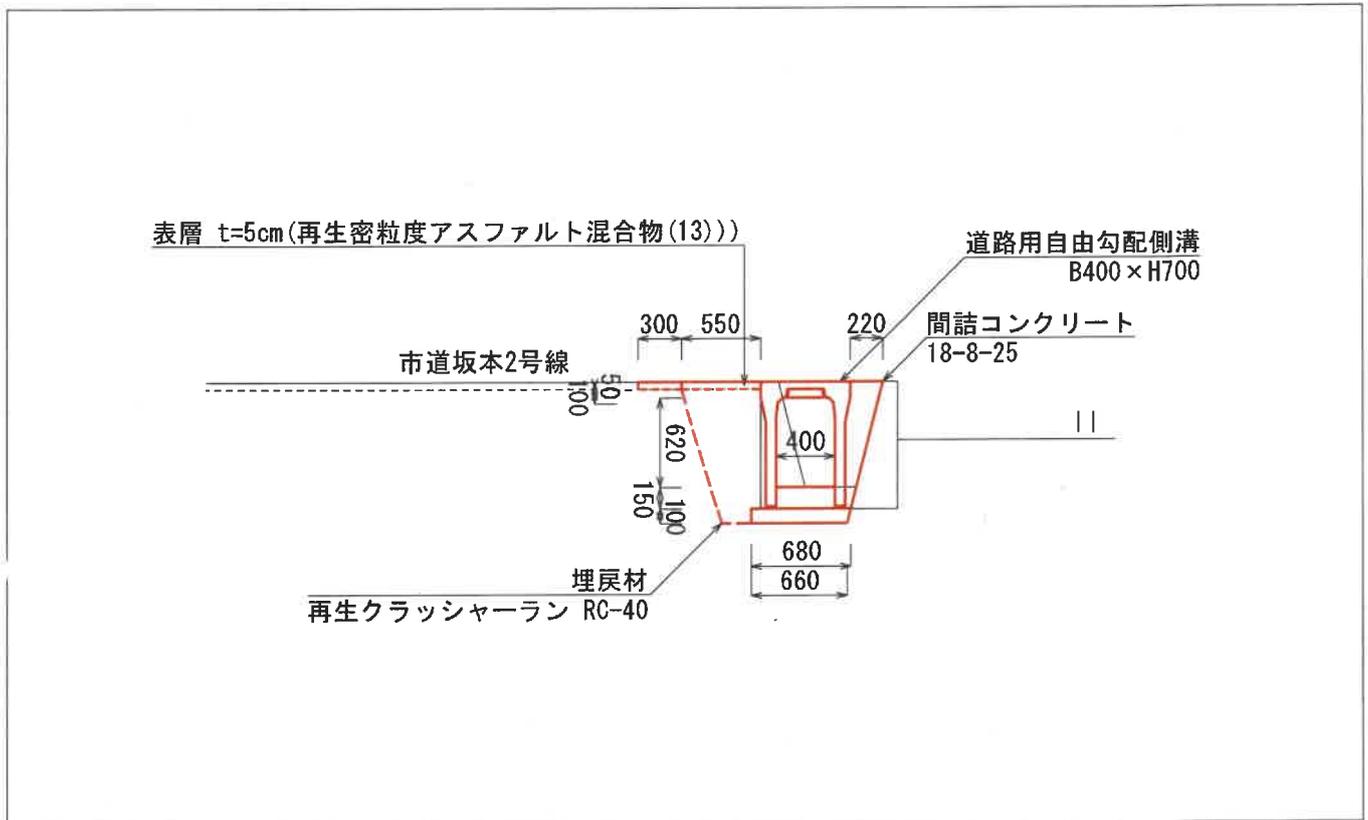
別紙のとおり

茂木地区（水路） L=95m

R7施工 L=15m, R8以降 L=80m

標準断面図

S=1:50



茂木地区（水路） L=95m

R7施工 L=15m, R8以降 L=80m

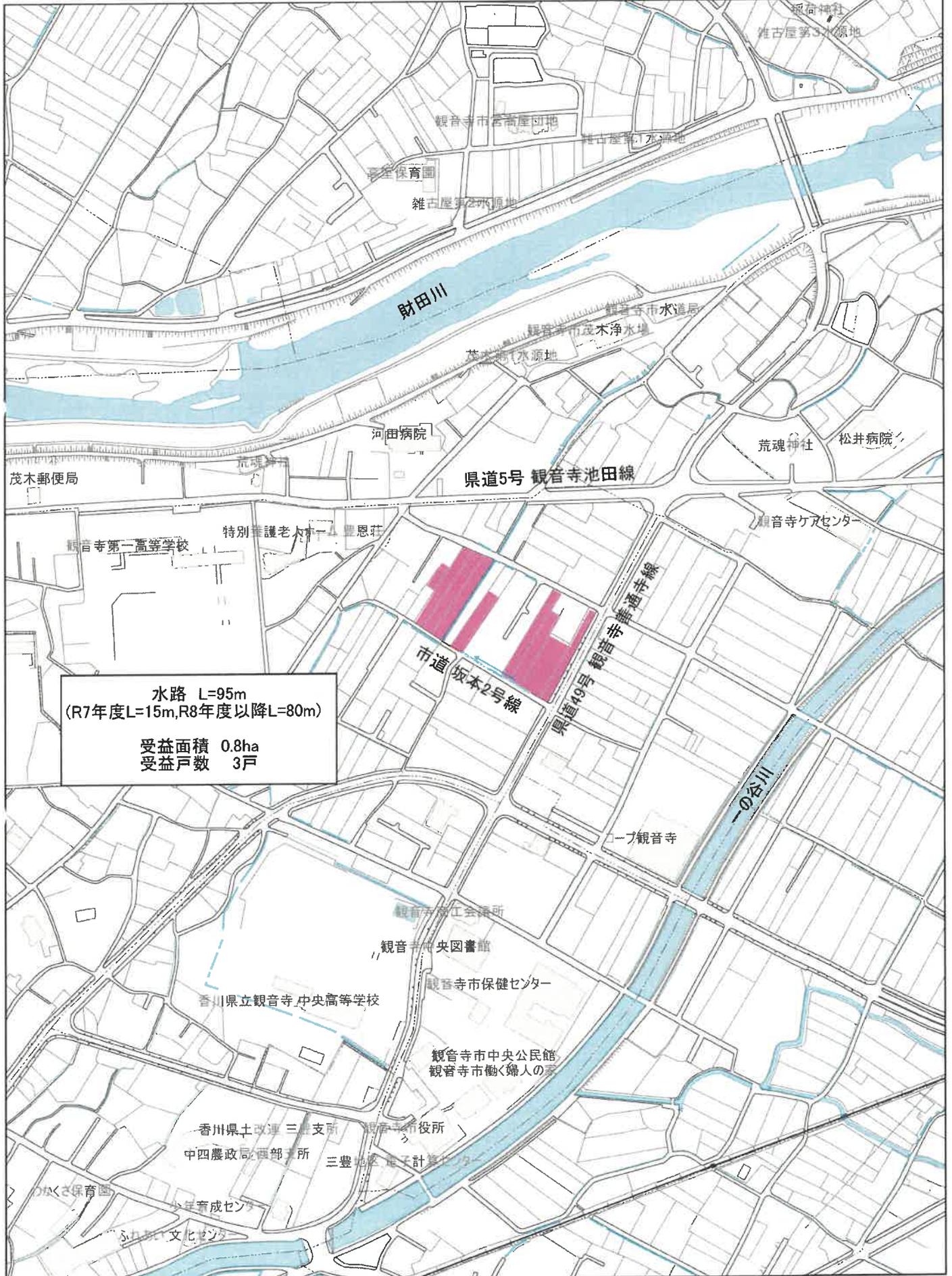
計画平面図

S=1:2,500



茂木地区 位置図

1:5,000



特別徴収金の徴収について

この土地改良事業(単独県費補助土地改良事業 かんがい排水事業茂木地区)の施行にかかる地域内の土地につき、土地改良法第113条の3第2項の規定に基づく公告のあった日(その公告において工事完了の日が示されたときには、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途(以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合、又は当該土地をみずからも目的外用途に供した場合には、同法第36条の3第1項の規定により定款の定めるところにより特別徴収を徴収することがある。

令和7年8月1日

観音寺市観音寺町土地改良区

理事長 藤原 諭

